

令和2年度第2回伊丹市行政不服審査会 会議録

1 日 時	令和2年10月20日(火) 午前9時30分～11時30分
2 場 所	防災センター 306会議室
3 出席委員	阿部委員、石橋委員、角松委員
4 事務局	大矢法務管理課長、他職員2名
5 傍聴者	なし(伊丹市行政不服審査法施行条例第4条第8項に基づき議事(2)と(3)については非公開)
6 議事の概要	<p>(1) 審査会運営方法について</p> <p>事務局から伊丹市行政審査会運営要領の一部改正案について説明した。審議の結果、原案のとおり可決した。</p> <p>(主な協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブ会議による行政不服審査会の開催の可否は、会長が判断する。</li> <li>・ウェブ会議の参加をもって、委員が審査会へ出席したものとみなす。</li> <li>・会議録には、ウェブ会議で参加したことがわかるように示す。</li> <li>・委員のみで審査会を開催する場合は、ウェブ会議を積極的に導入する。</li> <li>・傍聴人がいた場合、あらかじめ会場を指定し、ウェブ会議による審査会の開催状況をプロジェクターで投影する方法により、会議の公開とする。</li> <li>・意見の陳述については、審査関係人には審査会の会場に来てもらい、委員は、審査関係人が委員の面前で陳述したいという希望であれば会場に来て聴取を行い、審査関係人が陳述の方法は問わないということであれば、会長の判断によりウェブ会議を用いて聴取を行う。</li> </ul> <p>(2) 令和2年度諮問第1号案件</p> <p>前回の会議から引き続き審議を行い、差押処分の法的効果は預金債権が租税債権に充当されたことで消滅し、その時点において審査請求の利益を喪失しているかについて、検討を行った。</p> <p>これまでの審議を踏まえ、事務局に対して答申案の作成を指示した。(本件が個人に関する情報を取り扱うものであること及び審議における率直な意見交換を確保すべきことから、審議内容は伊丹市行政不服審査法施行条例第4条第8項の規定により、非公開。)</p> <p>(3) 令和2年度諮問第2号案件</p> <p>審議に先立ち、伊丹市行政不服審査会運営要領第4条に基づき、除斥に該当する委員の有無の確認が行われたが、該当する委員はいなかった。</p>

	<p>次に、事務局から令和2年度諮問第2号案件（国税徴収法第47条第1項の規定による財産差押処分に対する審査請求）について説明があった。そして、本件処分において提出されている書面において、審議を行った。</p> <p>その結果、審査請求人に意見の陳述の意思確認を通知により行い、申し出があれば開催を行うことを確認した。そのため答申の作成までは至らず、審議は次回へ継続することとした。</p> <p>（本件が個人に関する情報を取り扱うものであること及び審議における率直な意見交換を確保すべきことから、審議内容は伊丹市行政不服審査法施行条例第4条第8項の規定により、非公開。）</p>
7 その他	<p>次回の審査会開催については、令和2年度諮問第2号の審査請求人に対する口頭による意見の陳述の申立ての確認後に行うこととした。</p>